

つがる市行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、つがる市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は市長の諮問に応じて、つがる市の行政改革の推進について必要な事項を調査審議する。

(委員会)

第3条 委員会の委員は、10人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる各号の中から市政について優れた識見を有する者を市長が任命する。

(1) 行政全般に識見を有する者 5名

(2) 一般公募に応じた者 5名

3 前項第2号の一般公募に応じた者が定数に満たなかった場合は、男女及び年齢構成を勘案し、市長の指名する者をもって不足定数を補うものとする。

(会長)

第4条 委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は委員会の会議の議長となり会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて市長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は委員の半数以上の出席がなければ成立しない。

3 会議の事項は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部行政改革課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。